

大阪市選挙管理委員会告示第11号

令和8年2月8日執行の大阪市議会議員東住吉区選挙区補欠選挙、大阪市長選挙、大阪府知事選挙及び衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の同日選挙における投票の順序及び開票の順序を次のとおり定める。

令和8年1月30日

大阪市選挙管理委員会

委員長 小笹 正博

1 投票の順序

- (1) 大阪市議会議員東住吉区選挙区補欠選挙の投票
- (2) 大阪市長選挙の投票
- (3) 大阪府知事選挙の投票
- (4) 衆議院小選挙区選出議員選挙の投票
- (5) 衆議院比例代表選出議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票

2 開票の順序

衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査、大阪府知事選挙、大阪市長選挙及び大阪市議会議員東住吉区選挙区補欠選挙について同時に開始し、開始後、衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査、大阪府知事選挙、大阪市長選挙、大阪市議会議員東住吉区選挙区補欠選挙の順に開票を行う。

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(令和8年1月30日掲示済)